

感染症（インフルエンザ以外）にかかわる出席停止について

感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により、他の児童・生徒に感染するおそれのある期間は、出席停止となります。この期間は、休んでも欠席扱いになりません。

再登校の際は、医師又は保護者（医師の指示のもと）の方が記載する「報告書」を担任に提出してください。

※「報告書」は、横浜小学校HPからダウンロードすることもできます。

注意 インフルエンザは、「報告書」の様式が異なりますので、ダウンロードの際は、様式をご確認ください。

主な感染症	登校できる基準
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで。
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退して2日を経過するまで。
結核／髄膜炎菌性髄膜炎	医師において、感染のおそれがないと認められるまで。
腸管出血性大腸菌感染症／流行性角結膜炎／急性出血性結膜炎	
その他の感染症	学校にご相談ください。

坂町立横浜小学校長 様

報 告 書

年 組 名前	
病 名	
加療期間	年 月 日 ～ 年 月 日

上記の病気で加療していましたが、感染のおそれもなく、集団活動ができる状態になりました。

年 月 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____ 印
(又は保護者)

※ 保護者の方が記入される場合も、受診医療機関名をご記入ください。